

地方財政計画と地方交付税

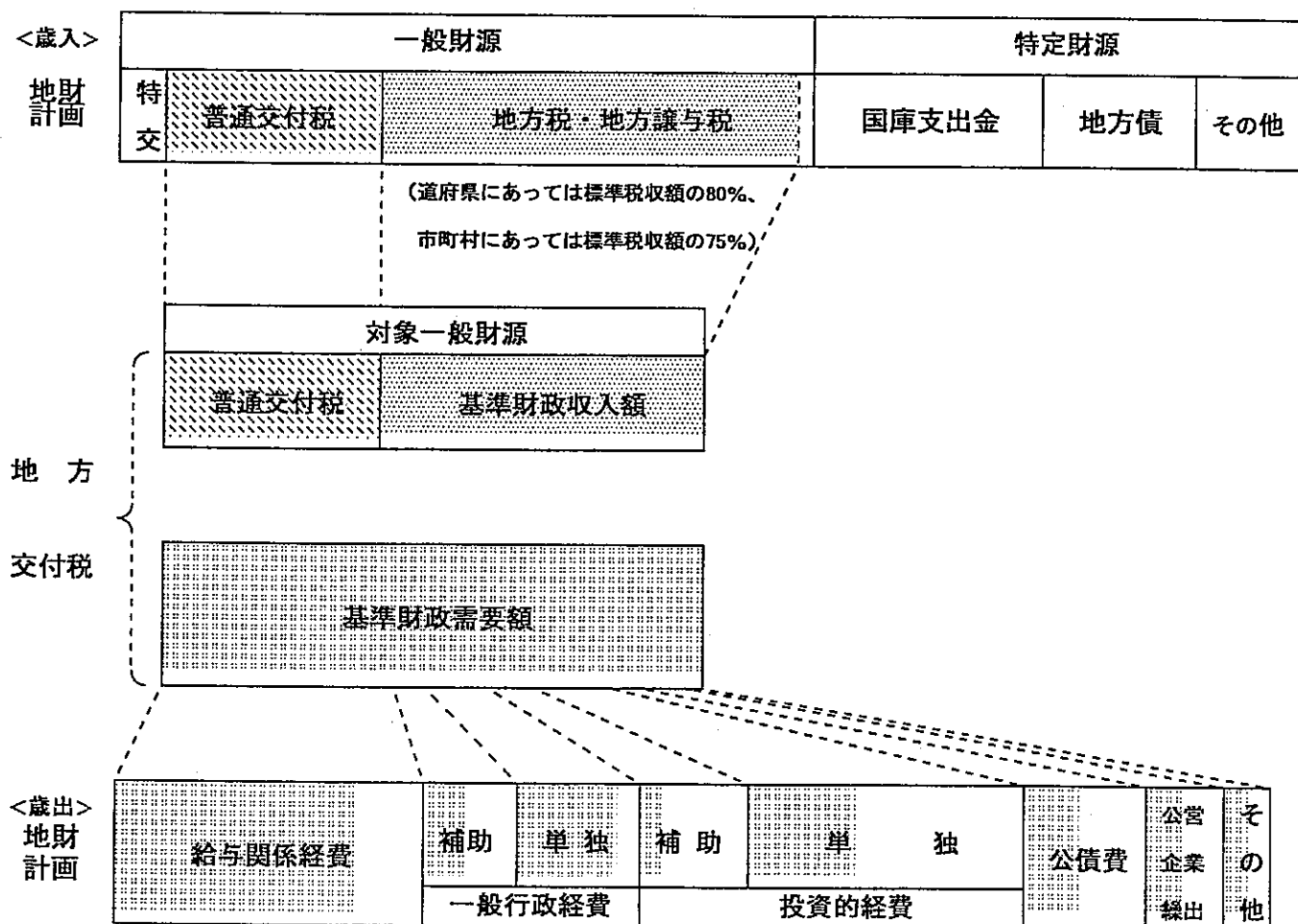
- 地方交付税の総額は、国税5税の一定割合を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。（平⑪の基準財政需要額 46.4 兆円のうち、地方税等対応分が約 6 割、地方交付税対応分が約 4 割）。
- その際、地方財政法第 11 条の 2 の規定により、義務教育や生活保護、5ヶ年計画に基づく公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。

地方財政法第11条の2

＜地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入＞

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

地方財政計画と地方交付税の関係（イメージ図）



地方交付税の性格

- 国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

目 的： 地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化（財政調整機能）を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障（財源保障機能）することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること。（地方交付税法第1条）

総 額： 所得税・法人税・酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%
※法人税の交付税率については、H⑪：32.5%、H⑫～：35.8%

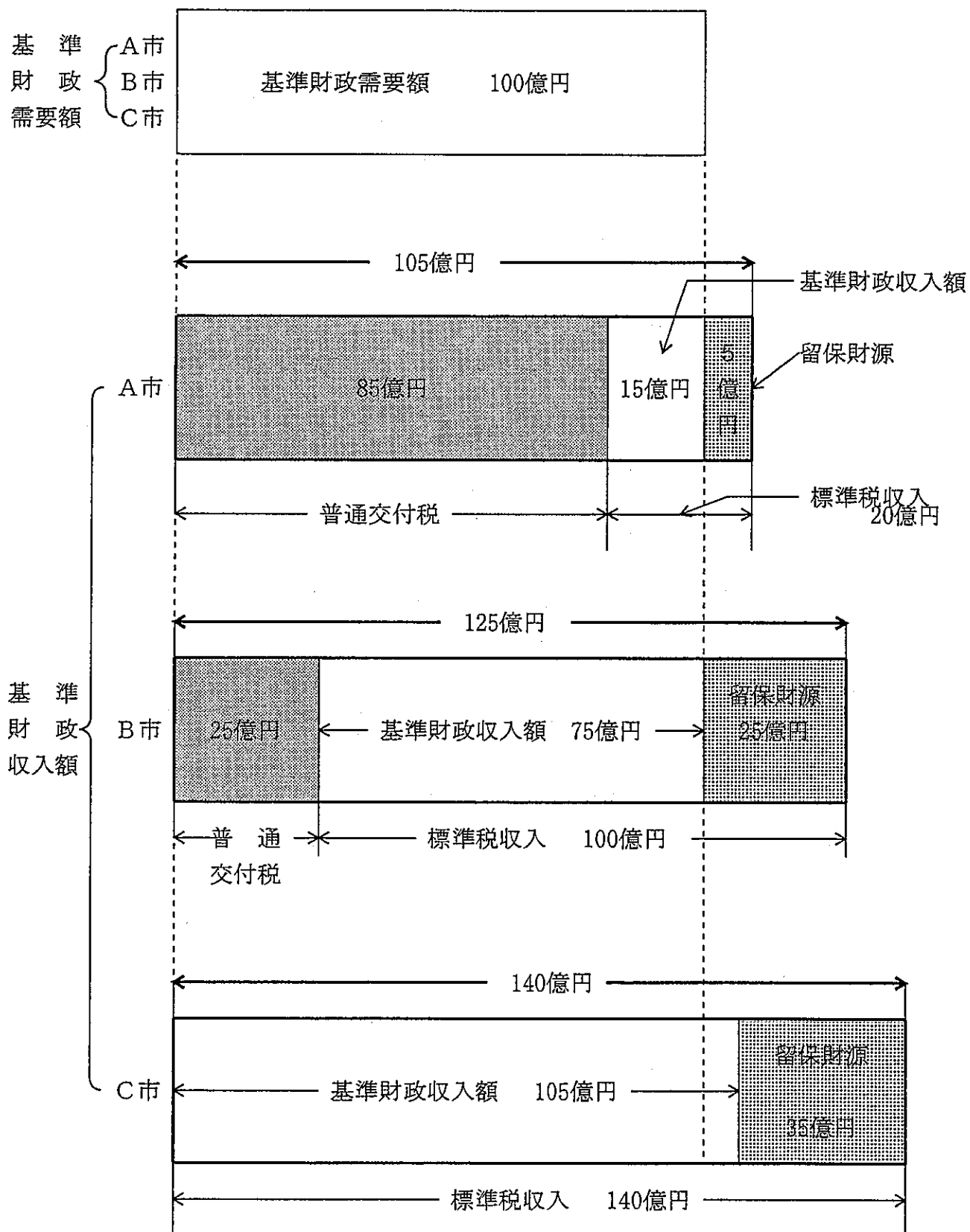
種 類： 普通交付税 = 交付税総額の94%
特別交付税 = 交付税総額の6%

普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

- ・ 基準財政需要額
= 単位費用 （法定） × 測定単位（国調人口等）（法定）
× 補正係数（寒冷補正等）
※補正の種類を法定
- ・ 基準財政収入額
= 標準的税収入見込額 × 基準税率（都道府県分80%、
市町村分75%）

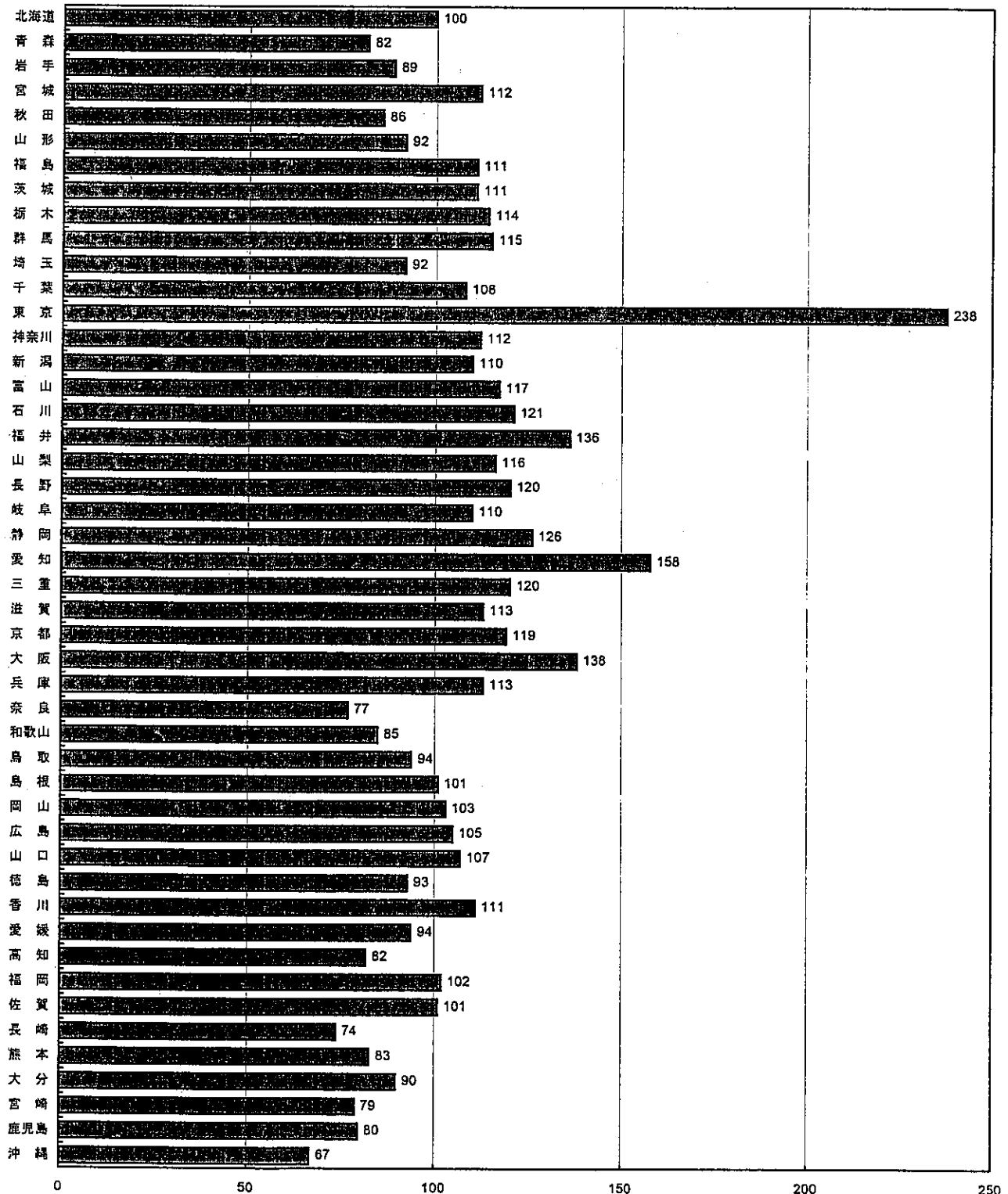
普通交付税の仕組み



都道府県の税源偏在の状況

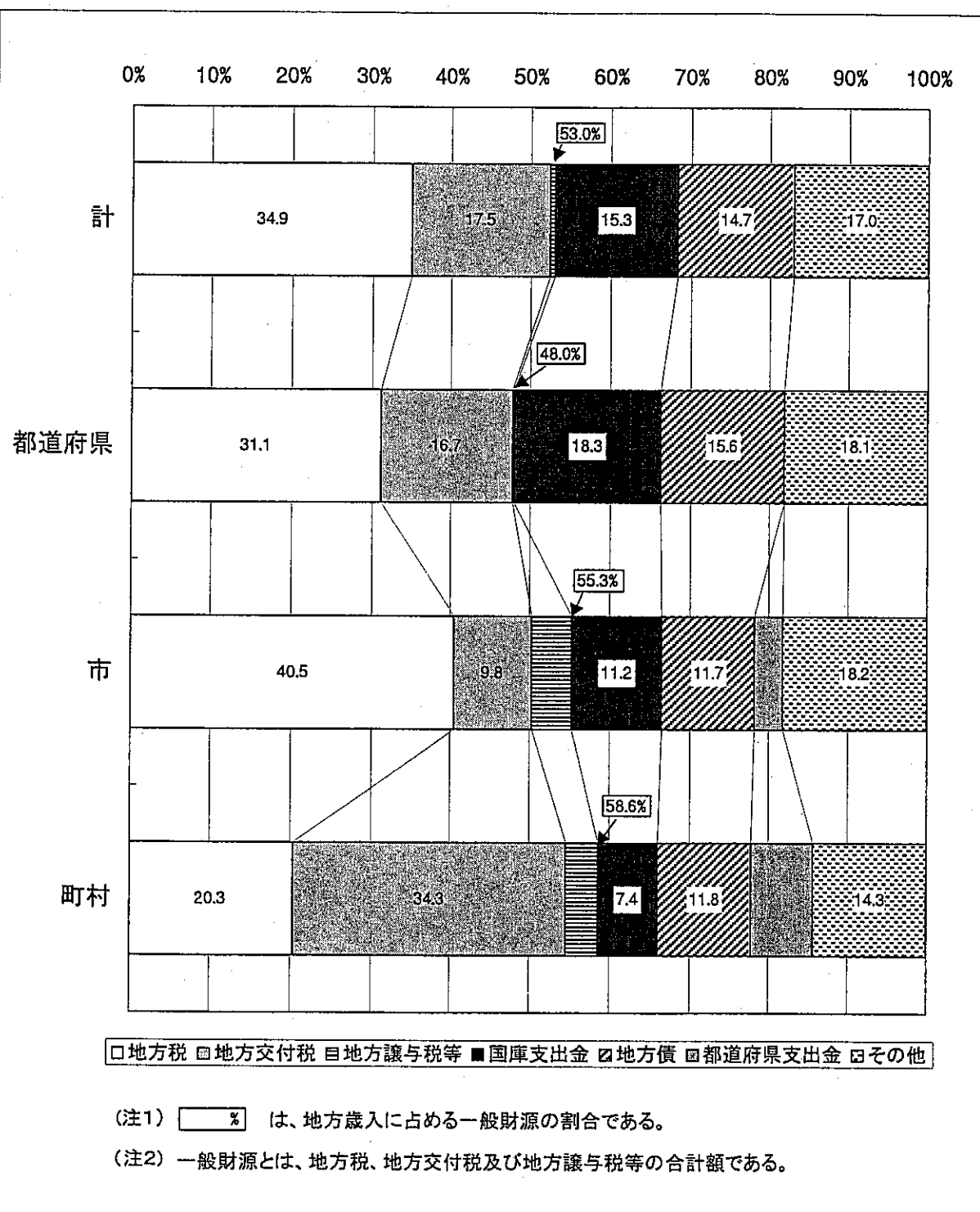
- 地方の自主財源の基本である地方税は、人口が集中し開発投資が先行した地域とそれ以外の地域の経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間で税源の偏在が大きく、平成 10 年度では、東京都の 23.8 万円に対し、沖縄県は 6.7 万円と 3.6 倍の格差が生じている。

平成 10 年度一人当たり都道府県税額



地方交付税等による財源調整の状況(平成10年度)

地方交付税が財源調整機能を果たしていることにより、歳入総額に占める一般財源の割合は、各団体区分とも大差ないものとなっている。



地方歳入状況の推移（決算ベース）

(%)

(兆円)

